

報道機関各位

野生きのこ類の放射性物質検査の結果について

- 釜石市及び岩泉町の野生きのこ類の検査を実施した結果、釜石市で国の定める一般食品の基準値 100 Bq/kgを超過しましたので、10月15日付けで、釜石市に対して野生きのこ類の出荷及び採取の自粛を要請しました。
- また、産地直売所等流通関係者に対し、釜石市産の野生きのこの取扱を自粛するよう要請しました。
- なお、野生きのこ類については、林野庁から「野生きのこの採取にあたっての留意点」が公表されているほか、本県においても基準値を超過した事例があることから、流通関係者はもとより県民の皆様も、採取・取扱にあたっては、公表されている放射性物質検査の結果を参考とするなど、十分注意するようお願いいたします。

1 検査結果

品目	採取場所	採取日	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)			測定機関	検査区分
				放射性セシウム				
				Cs-134	Cs-137	計		
野生きのこ類 (アマタケ)	釜石市	10月11日	10月15日	219	363	580	農研	市町村 依頼
野生きのこ類 (マツタケ)	岩泉町	10月12日	10月15日	不検出 (<3.21)	不検出 (<4.42)	不検出 (<7.6)	農研	市町村
(参考) 一般食品の基準値				Cs-134 と Cs-137 の計 100				

- 注1 出荷及び採取の自粛対象は、釜石市産のすべての野生きのこ類
- 注2 放射性セシウムの合計は、セシウム 134 とセシウム 137 を合算して有効数字 2 桁に四捨五入したものの。測定結果の () 内の値は、検出限界値。
- 注3 測定機関: 「環保」は岩手県環境保健研究センター、「農研」は岩手県農業研究センター
- 注4 検査区分: 「市町村」は全県を対象とした野生きのこ放射性物質モニタリング検査
「産直」は産地直売所等において販売される野生きのこ類の検査
「市町村依頼」は市町村からの依頼に基づく検査

2 野生きのこ類の出荷制限及び出荷自粛要請状況 (10月15日現在)

(1) 国の出荷制限指示

要請年月日	対象市町村名
10/11	一関市、陸前高田市、平泉町

(2) 県の出荷自粛要請

要請年月日	対象市町村名
10/15	釜石市

3 検査結果の公表について

本検査結果は、岩手県ホームページにより公開しています。
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=41145>

4 参考

林野庁ホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/kinoko/tyuui.html>

担当
○検体の放射性物質濃度測定にすること
県民くらしの安全課
岩井・佐藤 内線 5322
○出荷自粛要請等に関すること
林業振興課
漆原・宮本 内線 5771